

少年法年齢引下げの落とし穴

18歳は 大人か 子どもか

公職選挙法の改正で、
選挙権を行使できる年齢が
18歳以上に引き下げられました。
現在、民法や少年法などの
法律についても、適用年齢を18歳から
にしようとする動きがあります。
少年事件の5割近くを占めるとされる
18歳、19歳の少年達。
この少年達を「成人」として扱い少年事件の
対象から外して、本当によいのでしょうか。

2017年2月18日(土) 14:00-16:30 (13:30 開場)

場所：エルプラザ 3F ホール / 札幌市北区北8条西3丁目
(札幌市男女共同参画センター)

参加料：無料(申し込み不要) 定員 320名 ※どなたでもご参加いただけます。

第1部 基調報告 「少年事件とは ～基礎的な知識と現状～」

第2部 基調講演「今、子どもたちは一大人になれない子どもたち」講師 / 水谷 修(夜回り先生)

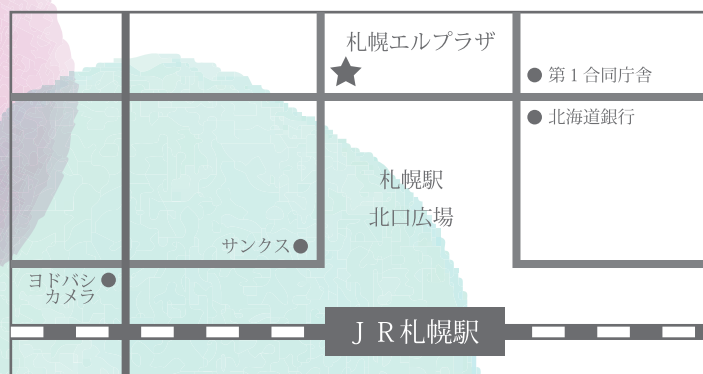
第3部 パネルディスカッション

パネラー / 水谷 修(夜回り先生)

品田一郎(元家庭裁判所調査官 札幌国際大学教授)

谷 光(札幌「非行」とむきあう親たちの会 世話人)

コーディネーター / 内田信也(弁護士)



主催：札幌弁護士会 共催：日本弁護士連合会
お問い合わせ：札幌弁護士会 011-281-2428



水谷 修(みずたに おさむ)

1956年、横浜に生まれる。少年期を山形にて過ごす。上智大学文学部哲学科卒業。横浜市にて、長く高校教員として勤務。12年間を定時制高校で過ごす。現在、花園大学客員教授。